

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
5. 生活環境			
(1) 住宅の確保	5-(1)-1	公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障害者向けの公共賃貸住宅の供給を推進する。また、障害者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組が地方において行われるよう、福祉部局と住宅部局が連携して障害者に対する取組を進めていくよう地方公共団体に対して周知・情報提供を行っていく。	国土交通省 ○公営住宅については、バリアフリー住宅を標準仕様として順次供給。 【公営住宅の供給実績】 (平成24年度) (平成25年度) 約1.5万戸 約1.6万戸 ○公営住宅において、障害者の地域における自立生活の支援等の観点から公営住宅法第45条第1項においてグループホームとして使用することが可能。 【公営住宅のグループホーム等への活用実績】 (平成24年度) (平成25年度) 932戸 集計中 ※平成27年4月頃
	5-(1)-2	住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律。平成19年法律第112号）に基づき、賃貸人、障害者双方に対する情報提供等の支援、必要な相談体制の整備等を行うとともに、家賃債務保証制度の活用を促進し、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進する。	国土交通省 ○障害者世帯を含む住宅の確保に配慮を要する方々の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体・不動産関係団体・居住支援団体が連携し、住宅セーフティネット法に基づく「居住支援協議会※」を設置し、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供や一般財団法人高齢者住宅財団による家賃債務保証制度の紹介など、地域の実情に応じた活動を行っているところであり、これらの取組みに対する支援を実施。 ※H25年度末時点 42協議会（道県単位：31、区市：11）が設立
	5-(1)-3	障害者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行う。	厚生労働省 ○障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等（居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を含む）により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を市町村地域生活支援事業の必須事業として実施。
			国土交通省 ○障害者等の入居を拒まない民間賃貸住宅を整備することを目的として、民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等について支援を実施。 ○ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により行われる住宅のバリアフリー改修等について支援を実施。
	5-(1)-4	障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら共同生活を行うグループホーム、ケアホームの整備を促進するとともに、その利用の促進を図る。	厚生労働省 ○障害福祉計画に基づき、グループホーム・ケアホームの計画的な整備を推進。 ○社会福祉施設等施設整備費補助金により整備にかかる経費の一部を補助。
5-(1)-5	グループホーム、ケアホームに入居する障害者が安心して生活できるよう、非常災害時における消防団や近隣住民との連携体制の構築を促進するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）の基準に適合させるための改修費用や消火設備の設置費用の一部を助成すること等により、防火安全体制の強化を図る。	厚生労働省 ○社会福祉施設等施設整備費補助金により、建築基準法、消防法の基準に適合させるために必要な改修整備や消防設備の設置費用の一部補助を実施。	

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(1)		国土交通省 ○高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化の割合は、5年に1度の調査により把握。 【一定のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 37% 集計中 ※平成27年度 【高度のバリアフリー化がなされた住宅の割合】 （平成20年度）（平成25年度） 9.5% 集計中 ※平成27年度 ※一定のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置又は屋内の段差解消に該当 ※高度のバリアフリー化：2箇所以上の手すりの設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当 （総務省「住宅・土地統計調査」より国土交通省推計）
(2) 公共交通機関のバリアフリー化の推進等	5-(2)-1	駅等の旅客施設における段差解消、ホームドア等の転落防止設備の導入、障害者の利用に配慮した車両の整備の促進等とあわせて、人的な対応の充実を図ることで、公共交通機関のバリアフリー化を推進する。	国土交通省 ○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、バリアフリー化の目標、施設設置管理者が講ずべき措置、基本構想の指針等を示した「移動等円滑化の促進に関する基本方針（最終改正平成23年国家公安委員会、総務省、国土交通省告示第1号）」に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進。  ○公共交通機関におけるバリアフリー化の状況 ・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち段差の解消がなされている旅客施設 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道駅】 81.8% 83.3% 【バスターミナル】 82.7% 82.0% 【旅客船ターミナル】 87.5% 87.5% 【航空旅客ターミナル】 84.8% 84.8%  【転落防止のための整備を設置している駅】 3,356駅 3,400駅 【内、ホームドアを設置している駅】 564駅 583駅  ・車両等 （平成24年度末）（平成25年度末） 【鉄軌道車両】 55.8% 59.5% バス車両 【ノンステップバス】 41.0% 43.9% 【リフト付きバス】 3.6% 3.9% 【福祉タクシー】 13,856台 13,978台 【旅客船】 24.5% 28.6% 【航空機】 89.2% 92.8%

Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況																					
			<p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、基本構想の策定促進を行っているほか、各種補助、税制、融資等各種支援制度を有効に活用することで、公共交通機関のバリアフリー化を推進。</p> <p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バリアフリーの連続性確保に関する記載の充実</li> <li>・エレベーターに関する記載の充実</li> <li>・車両整備のあり方の具体的な記載を追加</li> </ul> <p>○バリアフリーについての国民の理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成することで「心のバリアフリー」社会の実現を図るため、高齢者、身体障害者の介助体験、疑似体験や障害当事者から日常生活等について直接話を聞くこと等が出来るバリアフリー教室を開催。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>バリアフリー教室開催                      218回                      236回</p>																					
5-(2)-2	公共交通機関の旅客施設及び車両内において、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進する。	国土交通省	<p>○平成25年6月「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「情報提供等の具体的な考え方」の追加</li> <li>・音声・音響案内に関する記載の充実</li> </ul> <p>・1日あたりの平均利用者数が3,000人以上の旅客施設のうち、文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている旅客施設</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <table border="1"> <tr> <td>【鉄軌道駅】</td> <td>59.3%</td> <td>62.3%</td> </tr> <tr> <td>【バスターミナル】</td> <td>61.5%</td> <td>60.0%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船ターミナル】</td> <td>22.2%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>【航空旅客ターミナル】</td> <td>97.0%</td> <td>97.0%</td> </tr> </table> <p>・文字表示や音声提供等の案内設備が設置されている車両等（航空機は座席数が30以上の機体が対象）</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <table border="1"> <tr> <td>【鉄軌道車両】</td> <td>59.6%</td> <td>60.9%</td> </tr> <tr> <td>【旅客船】</td> <td>30.7%</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>【航空機】</td> <td>100%</td> <td>100%</td> </tr> </table>	【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%	【バスターミナル】	61.5%	60.0%	【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%	【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%	【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%	【旅客船】	30.7%	34.4%	【航空機】	100%	100%
【鉄軌道駅】	59.3%	62.3%																						
【バスターミナル】	61.5%	60.0%																						
【旅客船ターミナル】	22.2%	25.0%																						
【航空旅客ターミナル】	97.0%	97.0%																						
【鉄軌道車両】	59.6%	60.9%																						
【旅客船】	30.7%	34.4%																						
【航空機】	100%	100%																						
5-(2)-3	交通事業者等における障害者に対する適切な対応の確保を図るため、教育訓練の実施等を促進する。	国土交通省	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、交通事業者において職員を対象とした研修等による教育訓練を実施																					
5-(2)-4	従来の公共交通機関を利用できない障害者に対し個別的な輸送を提供するスペシャル・トランスポート・サービス（STS）について、地方公共団体を含む関係者間の連携の下、その普及拡大に向けた取組を進める。	国土交通省	○障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図る。																					



Ⅲ 分野別施策の基本的方向		関係省庁	平成25年度推進状況
	5-(3)		農林水産省 <p>○「ユニバーサルデザイン」という考え方を踏まえつつバリアフリーに配慮した森林歩道等の施設整備を推進。</p> <p>整備箇所数累計  (平成20年度) (平成21年度) (平成22年度) (平成23年度)  168か所 178か所 186か所 193か所</p> <p>(平成24年度) (平成25年度)  198か所 201か所</p>
			国土交通省 <p>【一定の建築物のうち、誘導的なバリアフリー化率】  (平成24年度) (平成25年度)  12% 11%</p>
			環境省 <p>○国立・国定公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のバリアフリー化を着実に実施し、様々な利用者を想定した、人にやさしい施設の整備を推進した。</p>
			防衛省 <p>○飛行場等施設の周辺における良好な生活環境を確保するため緑地帯などの緩衝地帯として整備・管理してきた周辺財産について、積極的な利活用を促進するため、附帯施設を整備（地方公共団体からの要望によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）</p> <p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活への阻害を緩和するための、公園などの整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金の交付。</p>
(4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	5-(4)-1	福祉・医療施設の市街地における適正かつ計画的な立地の推進、公園等との一体的整備の促進、生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。	国土交通省 <p>○地域包括支援センターや病院等の整備を支援し、地域の中心拠点・生活拠点の集約化等により、バリアフリーに配慮し、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進している。</p> <p>○高齢者、障害者及び子育て世帯の居住の安定確保を推進するための先導的な住宅・まちづくり等の取組に対して支援を実施。</p> <p>○生活拠点の集約化については、高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。</p>
	5-(4)-2	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路（駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路）において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や無電柱化等を推進する。	国土交通省 <p>○「バリアフリー法」に基づき歩行空間のバリアフリー化を推進。  【特定道路におけるバリアフリー化率】  (平成24年度末) (平成25年度末)  81% 83%</p>



Ⅲ 分野別施策の基本的方向			関係省庁	平成25年度推進状況
			防衛省	<p>○防衛施設の設置・運用による周辺地域住民の生活や事業活動への阻害を緩和するための、道路の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）への助成。</p> <p>○ジェット機が離着陸する飛行場や砲撃を行う演習場などの存在により、周辺地域の生活環境や開発に著しく影響を受ける市町村への各種公共用の施設の整備（地方公共団体からの申請によるバリアフリーに配慮した施設整備を含む。）のための交付金を交付。</p>
5-(4)-3	バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、歩行者・自転車と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うPICS（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進する。	警察庁	<p>○主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機を整備。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>整備数（累計） 37,279基 38,487基</p> <p>・歩車分離式信号整備状況</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>整備数（累計） 7,311基 7,986基</p> <p>・音響式歩行者誘導付加装置整備状況</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>整備数（累計） 3,164基 3,271基</p> <p>※ いずれもバリアフリー対応型信号機の内数。</p>	
5-(4)-4	障害者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化・大型化等を推進する。	警察庁	<p>○信号灯器のLED化を推進。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>整備数（累計） 844,174基 938,799基</p>	
5-(4)-5	市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。	警察庁	<p>○最高速度30キロメートル毎時の区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を行い、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出する「ゾーン30」について、平成28年度末までに全国で約3,000か所を整備することを目標としており、平成25年度末までに1,111か所を整備。</p> <p style="text-align: right;">（平成24年度末）（平成25年度末）</p> <p>整備数（累計） 455か所 1,111か所</p>	
		国土交通省	<p>○市街地等における生活道路の安全を確保するため、通過交通の抑制等 が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策を採りつつ、地区の状況に応じて、一方通行等の交通規制や物理的デバイス等の道路整備等を実施する「ゾーン30」を設定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携した歩行者・自転車利用の交通安全対策を推進した。</p>	
5-(4)-6	バリアフリー環境の構築をソフト施策の面から推進するため、歩行経路の段差や幅員等の状況を含む歩行空間ネットワークデータの整備を促進するとともに、携帯端末でのバリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進する。	国土交通省	<p>○平成23年度から平成25年度まで全国14箇所にて「ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業」を実施した。その成果等を踏まえ、バリアフリー経路案内等の情報提供による移動支援を推進するための「歩行者移動支援サービスの導入に関するガイドライン（平成26年3月版）」を策定し、歩行空間ネットワークデータの簡易な整備手法も紹介した。</p>	

(別表) 5. 生活環境

事項	現状(直近の値)	目標	平成25年度
グループホーム・ケアホームの月間の利用者数	8.2万人(平成24年度)	9.8万人(平成26年度)	88,897人(平成26年3月)
一定の旅客施設のバリアフリー化率 <sup>i</sup>	①81%(平成23年度末)	①約100%(平成32年度末)	83.3%
	②93%(平成23年度末)	②約100%(平成32年度末)	93.1%
	③78%(平成23年度末)	③約100%(平成32年度末)	80.1%
特定道路におけるバリアフリー化率 <sup>ii</sup>	77%(平成23年度末)	約100%(平成32年度末)	83%
都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率 <sup>iii</sup>	園路及び広場：48%(平成23年度末)	園路及び広場：約60%(平成32年度末)	48%(平成24年度末)
	駐車場：44%(平成23年度末)	駐車場：約60%(平成32年度末)	44%(平成24年度末)
	便所：33%(平成23年度末)	便所：約45%(平成32年度末)	33%(平成24年度末)
特定路外駐車場のバリアフリー化率 <sup>iv</sup>	47%(平成23年度末)	約70%(平成32年度末)	50.8%(平成24年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 <sup>v</sup>	50%(平成23年度末)	約60%(平成32年度末)	(法務省) 90%
			(国土交通省) 54%(平成25年度末)
不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	18%(平成23年度末)	約30%(平成32年度末)	(法務省) 100%
			(国土交通省) 11%(平成25年度末)
車両等のバリアフリー化率 <sup>vi</sup>	①53%(平成23年度)	①約70%(平成32年度末)	59.5%
	②38%(平成23年度)	②約70%(平成32年度末)	43.9%
	③3%(平成23年度)	③約25%(平成32年度末)	3.9%

	④13,099台（平成23年度）	④約28,000台（平成32年度末）	13,978台
	⑤21%（平成23年度）	⑤約50%（平成32年度末）	28.6%
	⑥86%（平成23年度）	⑥約90%（平成32年度末）	92.8%
共同住宅のうち、道路から各戸の玄関までの車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%（平成20年度）	28%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度
高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（一定のバリアフリー化率）	37%（平成20年度）	75%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度
高齢者（65歳以上の者）が居住する住宅のバリアフリー化率（高度のバリアフリー化率）	9.5%（平成20年度）	25%（平成32年度）	集計中 ※平成27年度

- i 1日当たりの平均的な利用客数が3,000人以上である全ての旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル）のうち、①段差解消、②視覚障害者誘導用ブロックの整備、③障害者対応型便所の設置がバリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合。
- ii バリアフリー法に規定する特定道路\*のうち、道路移動等円滑化基準を満たす道路の割合。  
\*特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。
- iii 特定公園施設（バリアフリー法に基づき、同法政令で定める移動等円滑化が必要な公園施設）である園路及び広場、駐車場、便所が設置された都市公園のうち、各施設がバリアフリー法に基づく都市公園移動等円滑化基準に適合した都市公園の割合。
- iv 特定路外駐車場（駐車のために供する部分が500㎡以上、かつその利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路付属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの、建築物に付随しているものを除いた駐車場）のうち、バリアフリー法に基づく路外駐車場移動等円滑化基準に適合した路外駐車場の割合。
- v 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物（病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合。
- vi 車両等のうち、バリアフリー化が公共交通移動等円滑化基準に適合するように行われているものの割合等。①：鉄軌道車両のバリアフリー化率、②：バス車両（基準の適用除外の認定を受けた車両を除く）のうち、ノンステップバスの導入率、③：適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④：タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数、⑤：旅客船のバリアフリー化率、⑥：航空機のバリアフリー化率。



# 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の基本的枠組み

## 基本方針（主務大臣）

- ・ 移動等の円滑化の意義及び目標
  - ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
  - ・ 市町村が作成する基本構想の指針
- 等

## 関係者の責務

- ・ 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・ 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・ 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・ 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

## 基準適合義務等

**以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務、既存の施設等を移動等円滑化基準に適合させる努力義務**

- ・ 旅客施設及び車両等
- ・ 一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・ 一定の路外駐車場
- ・ 都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・ 一定の特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

**上記の基準適合義務対象となっている特別特定建築物以外の特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物等）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）**

誘導基準に適合する特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定制度

# 重点整備地区における移動等の円滑化の 重点的・一体的な推進

## 住民等による基本構想の作成提案

### 基本構想(市町村)

- ・ 旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・ 重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載  
等

### 協議会

- ・ 市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

協議

### 事業の実施

- ・ 公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会  
が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・ 基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

### 支援措置

- ・ 公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・ 認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例  
等

### 移動等円滑化経路協定

- ・ 重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備  
又は管理に関する協定の認可制度